

水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費



【令和8年度要求額 152百万円（120百万円）】

水道水質・衛生行政の移管を受けて、水源から蛇口まで一体的に管理し、水道に対する安全・安心を向上させます。

1. 事業目的

一般環境中の水の環境基準等の設定等を通じて培ってきた環境省の持つ科学的知見及び専門的な能力を最大限活用し、水道水源から蛇口までの水質を一体的にリスク管理し、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

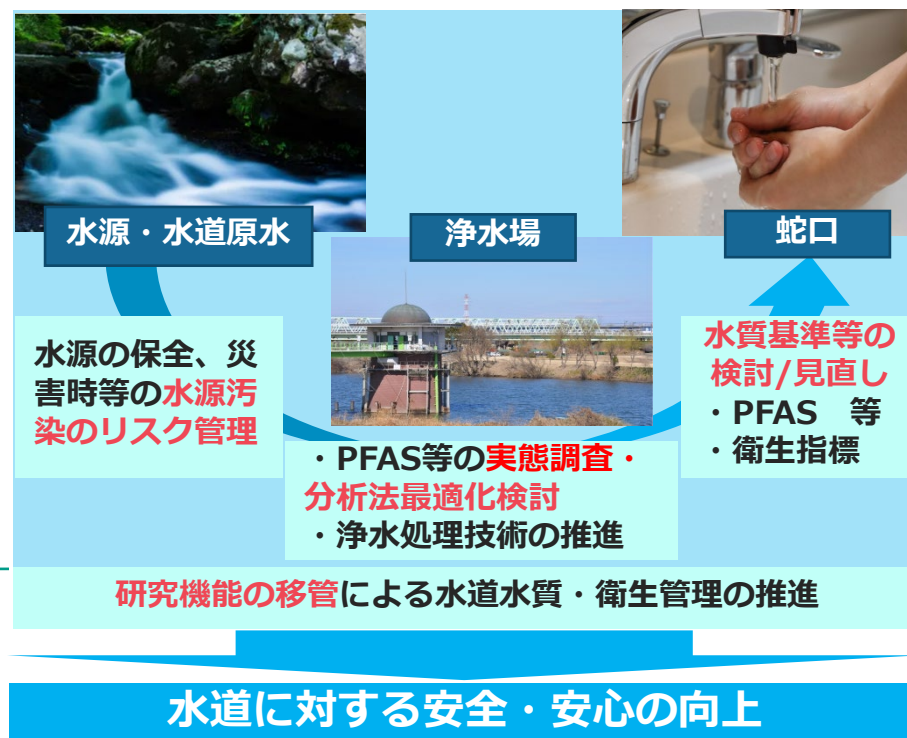
2. 事業内容

- ① 水道水質基準等の策定（PFASの目標値含む）や、水道水の病原微生物等に対する衛生上の措置について検討するとともに、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院が担ってきた水道関係の研究・研修機能を適切に引き継ぎ、将来にわたり継続的に水道水質基準等の見直し等を実施する。
- ② 災害・事故に伴う廃棄物処理場や化学工場等から水域への化学物質の漏洩による水道水源等の汚染や、水道原水や水道水で懸念があると考えられるPFAS等の化学物質、病原性微生物等の衛生指標について、事例・科学的知見の収集、各関係者への情報共有、リスク管理の在り方の検討等、水道水源から蛇口の水までの化学物質等の安全対策の強化について検討する。特に、令和8年4月より水道水の要検討項目に位置づけられるPFASについて、実態把握及び検査方法の検討を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 電話：03-5521-8300